

一般社団法人 大阪府設備設計事務所協会

会員憲章

制定 平成 26 年 4 月 1 日

総 則

会員は、委託者の信頼に十分応えうるため、その資質・才能・経験・総合企画・情報の蓄積を十分に活かし、その責務を果たさなければならない。

委託者に対する職責

会員は設計に当たり知識と経験を生かし、委託者に誠意を持って接し、意見・助言等をなし、委託者の正当な利益を擁護し、業務上知り得た機密を遵守しなければならない。

設計業務報酬

会員は委託者の信望に応え、それに基づく正当な報酬を委託者から受けるものとする。
会員は委託者以外の者からは、その業務に関していかなる利益供与も受けてはならない。

会員相互の連帯

会員は相互の利益を増進するために出来る限り協力をなし、当協会組織の中での道義的責任を負わなければならない。

会員は他の会員の名誉を傷つける行為をしてはならない。

会員は協会組織の中では、自己の役割責任を十分に果たすように務めなければならない。

会員は業務を遂行するために、社員の人格・資質向上に励み、会員相互は常に友愛をもって、接しなければならない。

社会に対する職責

会員は可能な限り社会福祉の向上に貢献するため、自らの努力と労苦を惜しんではならない。会員は省エネルギー、防災、地球環境の保護に務めなければならない。

会員は功利的な手段で自己宣伝的な行為をし、設備設計事務所として社会的な信頼を失うようなことをしてはならない。